



中部運輸局自動車交通部

令和8年 7月28日 14:00発表

連絡先：

中部運輸局 自動車交通部 自動車監査官

三屋、岡本 TEL 052-952-8082

中部運輸局 岐阜運輸支局 輸送・監査担当

大石、吉岡 TEL 058-279-3714

乗合バス事業者車両使用停止処分

中部運輸局は、下記事業者に対して一般監査を実施し、以下の車両使用停止等の処分を行いましたのでお知らせします。

記

1. 事業者の氏名又は名称及び住所並びに営業所名

事業者名：美濃タクシー 株式会社（代表取締役 長瀬 輝彦）

住 所：岐阜県美濃市中央10丁目126番地

営 業 所：本社営業所（岐阜県美濃市中央10丁目126番地）

2. 行政処分等の概要

処 分 日：令和8年7月28日

処分内容：①事業用自動車の車両使用停止 30日車（1両×30日間）

②文書警告

3. 監査端緒

監査方針に基づいて監査を実施。

4. 主な違反内容及び違反条項

（1）苦情処理の記録が不適切であった。

（道路運送法第27条第3項）

（旅客自動車運送事業運輸規則第3条第2項）

（2）疾病、疲労等のおそれのある運行の業務をさせていた。

（道路運送法第27条第3項）

（旅客自動車運送事業運輸規則第21条第5項）

- (3) 点呼の記録の記載事項が不適切であった。
(道路運送法第27条第3項)
(旅客自動車運送事業運輸規則第24条第5項)
- (4) 業務の記録の記録事項が不適切であった。
(道路運送法第27条第3項)
(旅客自動車運送事業運輸規則第25条第1項)
- (5) 乗務員等台帳を作成していなかった。
(道路運送法第27条第3項)
(旅客自動車運送事業運輸規則第37条第1項)
- (6) 乗務員等台帳の記載事項等が不適切であった。
(道路運送法第27条第3項)
(旅客自動車運送事業運輸規則第37条第1項)
- (7) 国土交通省告示で定める特定の運転者（高齢運転者）に対して、事業用自動車の運行の安全を確保するために遵守すべき事項について、特別な指導が不適切であった。
(道路運送法第27条第3項)
(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第2項)
- (8) 特定の運転者（高齢運転者）に対する運転適性診断（適齢診断）を実施していなかった。
(道路運送法第27条第3項)
(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第2項)
- (9) 運行管理者の講習を受講させていなかった。
(道路運送法第27条第3項)
(旅客自動車運送事業運輸規則第48条の4第1項)

5. 行政処分事業者に対する違反点数付与状況

当該行政処分等により付された違反点数	3点
当該事業者の累積違反点数	3点